

## 【概要】「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成27年10月22日  
商務流通保安グループ  
電力安全課

### 1. 改正内容の概要

「電気設備の技術基準の解釈」(20130215 商局第4号)(以下「電技解釈」という。)」について、以下の2点に係る改正等を行う。

#### (1) 常時監視しないことができる固体酸化物形燃料電池発電所の圧力要件について

- 現在、電技解釈第47条【常時監視をしない発電所の施設】において、固体酸化物形燃料電池(以下「SOFC」という。)発電所は、燃料・改質系統設備の圧力が0.1MPa未満である場合に限り、「随時巡回方式」、「随時監視制御方式」、「遠隔常時監視制御方式」のいずれかで施設することが可能になっている。
- 今般、日本電気技術規格委員会(以下「JESC」という。)において、SOFCの合計出力が300kW未満であり、かつ、燃料・改質系統設備の圧力が1MPa未満である場合について、異常を検出した場合に自動停止する装置を施設すること等により、「異常が生じた場合に安全かつ確実に停止」することができ、安全性が確保されることが確認された。これを踏まえ、電技解釈第47条を改正し、当該SOFCを「常時監視しないことができる発電所」と位置づける。

#### (2) 電技解釈で引用している規格(JESC規格等)の最新版への更新

- 電技解釈で引用している以下の規格について、保安水準に影響を与えない項目の改正が行われたことを踏まえ、最新版への更新を行う。

該当条文	引用規格
第22条【特別高圧の機械器具の施設】	JESC E2007
第126条【トンネル内電線路の施設】	JESC E2011
第132条【屋内に施設する電線路】	JESC E2017
第133条【臨時電線路の施設】	JESC E2008
第165条【特殊な低圧屋内線工事】	JIS C 8366
第183条【特別低電圧証明回路の施設】	JIS C 61558-2-6
第197条【パイプライン等の電熱装置の施設】	JIS G 3454、JIS G 3459、JIS C 2338
第219条【IEC61936-1規格の適用】	IEC 61936-1

### 2. スケジュール

平成27年6月 電力安全小委員会  
平成27年10月 パブリックコメント  
平成27年12月 電技解釈の改正